7・3 外国人船員問題

7・3・1 IBF 交渉への対応

外国籍船に乗り組む外国人船員の賃金等の国際交渉団体協議会(IBF)交渉は、国際運輸労働者連盟(ITF)と、使用者側の交渉グループ(JNG)の間で2年毎に行われており、当協会は、わが国の使用者側として直接 IBF 交渉に携わっている国際船員労務協会(IMMAJ)から情報を得つつ、同協会を通じて船主意見の反映に努めている。

平成 22(2011)年 1 月からの IBF 交渉に先立ち、ITFより、賃金改訂方法の見直しについての提案があり、検討の結果、従前の Cost Element を A 項目 (乗組員の手取賃金および組合プロジェクト関連基金)、B 項目 (A 項目以外) という 2 つの項目に分け、A 項目の総額のアップ率は中央協議で、A・B 各項目への割当・金額決定は地区交渉にて行うこととなった。

当協会は、今次 IBF 交渉に先立ち、海運市況は依然として先行き不透明であり、引き続きコスト 削減が不可欠である旨の当協会の基本的な考え方を取りまとめ、IMMAJ に提出した。

また、外国人船員の賃金は、世界統一ではなく、船員居住国の生活水準や経済状況により決定されるべきとの基本スタンスを堅持し、国際海運連盟(ISF)と連携しつつ、ILOの最低賃金に関する協議に積極的に参画した。アジア船主フォーラム(ASF)船員委員会の中間会合においても鋭意意見反映に努めた。

7・3・2 改正フィリピン出稼労働者法への対応

平成21(2009)年11月に比国国会で採択された海外出稼労働者法(MWA:Republic Act No. 8042、 Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995)の改正法案は、当協会の支援を受けた比国 Joint Manning Group (JMG)の働きかけ等により、使用者(マンニング会社等)による健診医療機関や教育訓練機関の指定禁止事項から海事産業が除外された上で平成22(2010)年3月に成立した(船協海運年報2009「7・3・2改正フィリピン出稼労働者法案への対応」参照)。

しかしながら、その後、海事産業には既に P&I 保険(船主に対する Indemnity Insurance)が存在するにもかかわらず、改正 MWA の施行細則(IRR:Implementing Rules & Regulations)には、

Compulsory Insurance (マンニング会社が、労働者の死亡・傷病等の補償に関し、労働者への Direct Insurance を付保することの強制化)要件が追加された。

当協会は、本件についても JMG の活動を支援し、その結果、Philippine Overseas Employment Administration (POEA) が、Compulsory Insurance の代替として P&I 保険を認め、船主(若しくは、その委任を受けたマンニング会社)が、Certificate of Cover (COC)を提出することにより、POEA が Overseas Employment Contract (OEC)を発効し、C 乗組員の出国が許されることとなった。

なお、上記 Compulsory Insurance 要件は、平成 22(2010)年 11 月 7 日より発効した。